

---

プロジェクト	公正価値測定
項目	IASB 情報要請「適用後レビュー — IFRS 第 13 号『公正価値測定』」のコメントの検討

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した情報要請「適用後レビュー — IFRS 第 13 号『公正価値測定』」（2017 年 5 月公表、コメント期限：2017 年 9 月 22 日）（以下「本情報要請」という。）に対するコメント・レター仮訳（審議事項(3)-3）について検討することを目的としている。

## これまでの検討

2. 事務局では、コメント・レターの検討にあたり、利用者、作成者（金融機関）、監査人に対してアウトリーチを実施している。

利用者	3 名
作成者	4 社
監査人	日本公認会計士協会

3. 第 120 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 24 日開催）では、その時点までに資料に織り込むことが可能であった作成者（4 社）及び監査人からの意見に基づき、本情報要請に対するコメント文案の検討を開始し、次の 3 点についてご意見を伺った。また、第 367 回企業会計基準委員会（2017 年 8 月 25 日開催）では、第 120 回金融商品専門委員会の検討状況を踏まえて検討を行った。

- (1) 事務局が実施したアウトリーチ（作成者、監査人）について、質問はあるか。

第 120 回金融商品専門委員会及び第 367 回企業会計基準委員会で、特段のご意見はいただいている。

- (2) 事務局が作成したコメント文案の形式及び内容について、修正すべき点はあるか。

第 120 回金融商品専門委員会及び第 367 回企業会計基準委員会でいただいた意見は、第 19 項以降及び審議事項(3)-4 に纏めている。

(3) 金融商品に関連しない質問 4、質問 6A についてコメントを行わないことでよいか。

質問 6A については、第 367 回企業会計基準委員会において、新規コメントの追加の検討を希望するご意見をいただいた（第 35 項参照）。

## 本資料の概要及び本日の検討事項

4. 本資料では、まず、第 2 項のアウトリーチのうち、第 367 回企業会計基準委員会の資料に未反映であった利用者（3 名）に対するアウトリーチで聞かれた意見を示している。また、第 120 回金融商品専門委員会及び第 367 回企業会計基準委員会で聞かれたコメント文案への意見及びそれらを踏まえた修正方針を掲載している。なお、第 367 回企業会計基準委員会までに提示したアウトリーチで聞かれた意見は、別紙 1 に纏めて掲載した。

5. 事務局は、前項を踏まえて、第 120 回金融商品専門委員会及び第 367 回企業会計基準委員会で提示したコメント文案を追加・修正したほか、実施したアウトリーチの概要と以下の主要な意見を纏めたカバー・ペーパーを追加して、コメント・レター仮訳（案）を作成している。

(1) レベル 3 の公正価値測定の開示の有用性

(2) 公正価値測定の開示の作成コスト

6. 今後、当委員会の審議及び金融商品専門委員会の専門委員からの書面コメントで聞かれた意見を踏まえてコメント・レター仮訳（案）を修正しコメント・レター（英語）を作成したうえで、第 121 回金融商品専門委員会（2017 年 9 月 14 日開催予定）及び 369 回企業会計基準委員会（2017 年 9 月 21 日開催予定）でコメント・レター（英語・仮訳）の承認について審議する予定である。

7. 以上を踏まえて、本日は、コメント・レター仮訳（案）について、次の点をお伺いしたい（審議事項(3)-3 参照）。

(1) 事務局が追加・修正した各コメント文案について、修正すべき点はあるか。

(2) 事務局がカバー・ペーパーで纏めた主要な意見について、修正すべき点はあるか。

(3) その他の点で、コメント・レター仮訳（案）にご意見はあるか。

## 本情報要請における質問への対応

### 質問の概要、アウトリーチの結果、委員会等での意見及び修正方針

#### (質問2：公正価値測定の開示)

8. 適用後レビューのフェーズ1では、利用者がレベル3の公正価値測定の開示を重視していることが確認されたが、利用者及びその他の市場関係者は当該情報の有用性を疑問視しており、次の要因が当該開示の有用性を損なわせていると指摘している。

(1) 多様な基礎となる金融商品について開示上集約されること

(2) ありきたりな情報の開示

このため、レベル3の資産及び負債に関する公正価値測定の開示の有用性を理解するための情報を求めるために、次の質問が設けられている。

#### 質問2 — 公正価値測定の開示

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメントをいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
- (i) 集約とありきたりな開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因（IFRSの要求事項の中でも外でも）を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法について提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS第13号が企業に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報なのか及びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の開示の例を示

していただきたい。

#### 利用者に対するアウトリーチで聞かれた意見

9. 公正価値の開示については、企業により投資リスクの把握と管理が行われていることを示すものとして重要と考えている。
10. 企業によっては、証券化商品など、前提が異なることにより算定される価値が大きく異なるものへの投資が行われていることがあり、プレーンなデリバティブよりも投資リスクが高い場合が想定されると認識している。これらに関してレベル3の詳細な開示はリスクの把握に役立つと考える。特に、評価技法とインプットの説明、重要な観察可能でないインプットの変化に対する感応度は、企業に質問を行う出発点として有用であるとともに、ストレス状況下等における財務上の影響に関する示唆を得られる点で有用である。
11. レベル3の公正価値測定に関する「調整表」については、公正価値の推移とともに、例えば企業がコミットしたリスクのある資産の削減計画が市場流動性の乏しいストレス状況下でも着実に進んでいるか等を確認するのに役立つ可能性があると考ええる。
12. 現状はリーマンショック時と異なりレベル3の残高は限定的である。このため、レベル3の分析の重要度は低下しており、個々の詳細な開示に目を配っている訳ではない。しかし、レベル3に価値の毀損のあるものが含まれている可能性があり、そのため、レベル3の変動は継続して注視している。変動が大きなものがあれば、「調整表」内の内訳を確認するとともに、会社にヒアリングする内容となる。
13. 詳細な開示は作成者の作業コストを伴い、それは投資家の負担になる。そのため、開示を詳細にする便益が明確でないと利用者としても同意することは難しい。平時から金融危機を想定した開示を行ってもオーバースペックになる一方、金融危機ではより多くの情報が必要である。情報ニーズは状況により異なるから、制度開示の硬直性を制度外の情報提供で補うことが望まれる。
14. レベル3の公正価値測定に関する「調整表」については、基本的に期首と期末の残高の内容に関心があるため、作成コストが問題になるのであれば、作成コストが高いとみられる期中の変動要因の情報は不要と考える。これらの残高に関する情報としては、例えば銘柄レベルの情報、商品の条件やリスクに関する情報に関心があり、これ

らの情報が作成者に対する取材を通じて入手できるのであれば、開示段階ではあまり詳細な情報は必要ないとする。

15. 重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報に関しては、インプットの定量的情報は範囲よりも加重平均があった方が有用である。その範囲が広いと実際どのくらいのレートを使っているかにより結果が異なるためである。
16. 公正価値の感応度の開示については、金融危機のような状況で参考とする可能性はあるが、現在の開示では、当該感応度を分析に役立てるためには、数字の前提について議論や比較が必要である。この点で、現在の開示は利用者の求めるレベルにはなく、開示情報を基に会社と更にディスカッションを行う必要がある。
17. 重要な観察可能でないインプットを使用した公正価値測定の開示について、様々な商品を対象としているために、それらのある程度集約して開示されていることが、利用者の理解を困難にしていると指摘されることがあるが、そうは思わない。例えば「経常的な公正価値測定の調整表・レベル間の振替」の開示では、まず振替の合計額に着目し、それが大きくなければ、基本的には細かい分析はしない。レベル3の「調整表」に関して、作成者のコストが問題になるのであれば、「取引による増減（ネット）」、「振替による増減（ネット）」、「評価損益による増減（ネット）」の3つの各区分で、変動合計が分かるだけでも有用である。
18. 投資目的で保有する持分法適用先や連結子会社の株式の公正価値情報は、利益予想のために有用である。特に、大口で非上場先の場合には、売却されると利益水準に大いに影響を与えるが、公正価値を知る術がない。

#### 第120回金融商品専門委員会で聞かれた意見

19. 「公正価値測定に関して提供されている他社情報は、作成者としても他社事例として参考としており有用であるとした。」との意見は、投資家としての有用性ではなく本情報要請の趣旨とは異なるため、削除すべきではないか。  
⇒ コメント文案から該当部分を削除する。
20. レベル3に関する詳細な開示の有用性を疑問視している意見の方が多数派であり、有用であるとの意見よりも上に記載されるべきである。また、バランスシート全体の中でレベル3の割合は低いにもかかわらず詳細な開示が求められることは、例えば引当金などと比べるとバランスを欠くように思われる。IFRSの他の開示や規制上の開示

で入手可能な情報もあるため、開示の全体の中でバランスを図るべきである。

⇒ 新規に追加する作成者の意見も踏まえ、コメント文案の順序を検討した結果、順序を逆転する。

21. 金融危機などにおける教訓から、確度の低い公正価値について詳細な開示が求められるようになったものであり、こうした情報は利用者の立場からは有用である。

⇒ 利用者の意見としてコメント文案に追加する。

### 第 367 回企業会計委員会で聞かれた意見

22. 「公正価値測定に関して提供されている他社情報は、作成者としても他社事例として参考としており有用であるとした。」を削除すべきとの専門委員会での意見に賛同する。

⇒ コメント文案から該当部分を削除する。

23. 専門委員会でのレベル 3 に関する詳細な開示の有用性を疑問視している意見の方が多数派であり、有用であるとの意見よりも上に記載されるべきであるとの意見に賛同する。

⇒ 新規に追加する作成者の意見も踏まえ、コメント文案の順序を検討した結果、順序を逆転する。

### **(質問 3 : レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け)**

24. IASB は、レベル 1 のインプットが存在する場合に当該インプットの使用と会計単位のいずれを優先すべきかに関して、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」において、以下のことを提案した。

(1) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位は当該投資全体である。

(2) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値、並びに相場価格のある資金生成単位の回収可能価額は、投資を構成する個々の金融商品についての相場価格 (P) と数量 (Q) を乗じたものを調整せずに使用することを基礎とする。

25. 前項の提案について、多くのコメント提出者は(1)に同意し、(2)に反対していた。一方、利用者の多くは、客観的かつ検証可能な測定となるという理由により、(2)に同意していた。適用後レビューのフェーズ1でIASBが受領したフィードバックも同様であった。これらを踏まえて次の質問が示されている。

**質問3 — レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け**

(a) 下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

- (i) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相場価格のある資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般的か（コメントの裏付けとなる例を示されたい）。
- (ii) P×Q のみに基づいて測定した公正価値の金額と、他の評価技法を用いて測定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば示していただきたい（差異に関する定量的情報や差異の理由を含む）。
- (iii) 異なる測定の間に関与性のある差異がある場合には、実務においていずれの技法が使用されているか、また、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示していただきたい。

(b) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている。この領域に関して当審議会が考慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

**第120回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

26. コメント文案の個別事例に関する意見は、コントロール・プレミアムが生じやすいケースに書き換えた方が分かりやすいのではないかと。

⇒ コントロール・プレミアムというよりは、質問の対象外である当初認識の議論であることを強調する。また、①当初認識、②市場が活発かどうかの判断、の2つの議論が混在していたことから、分かりやすさを向上するため、②の議論を質問5(a)の回答に移動する。

27. そもそも、コントロール・プレミアムがあるような株式を（取得原価などではなく）公正価値で評価することが適切かといったそもそも論の問題があるのではないかと。

28. 前項の意見について、公正価値評価の対象範囲は、別の項に記載されているため、こちらの記述を工夫することも考えられる。

⇒ 本情報要請の対象外である公正価値測定の対象範囲ではなく、本情報要請の趣旨に沿った、公正価値測定の一形態としての取引価格の議論に修正する。

**第 367 回企業会計委員会で聞かれた意見**

29. 株式に関して、そもそも公正価値測定の対象範囲が広すぎることについて、ASBJ の意見としてコメントしてはどうか。

⇒ 本情報要請の対象外である公正価値測定の対象範囲ではなく、本情報要請の趣旨に沿った、公正価値測定の一形態としての取引価格の議論に修正する。

**(質問 5 : 公正価値測定に要求される判断の適用)**

30. IFRS 第 13 号では、資産又は負債の公正価値測定にあたって一定の判断を要求しており、一部の市場関係者から判断が困難と考えられる領域として次の項目が挙げられている。

(1) 市場が活発かどうか<sup>1</sup>の評価

(2) 観察可能でないインプットに対する重要性の判断

31. これを踏まえて次の質問が設けられている。

**質問 5 — 公正価値測定に要求される判断の適用**

公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

(a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

<sup>1</sup> IFRS 第 13 号において「活発な市場」とは、以下のように定義されている。  
「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」



回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は負債の種類に関するものか示していただきたい。

**第 367 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

32. 市場が活発かどうかの判断において、作成者によって意見が分かれている。例えば、新興国市場での活動規模が小さいといったような、作成者の特性によって意見が分かれているのかが分かれば、より有益なコメントとなるかもしれない。

⇒ 回答者の特定に繋がらないように配慮しつつ、コメントの修正を検討する。

33. 市場が活発かどうかの判断において、平時の議論と金融危機時の議論の違いが際立つよう記述にしてはどうか。

⇒ 金融危機時の議論であることを強調する表現に修正する。

**(質問 6 : 教育)**

34. 一部の市場関係者からは、公正価値の測定は、市場が活発でない場合や市場が存在しない場合に困難であるとの意見が寄せられている。その例として、一部の生物資産、相場価格のない資本性金融商品が挙げられている。そうした市場関係者の一部からは、追加的なガイダンス（教育マテリアルなど）があれば公正価値で測定するのに役立つ可能性があるとの意見があった。

**質問 6A —生物資産の公正価値測定に関する教育**

生物資産の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

(a) 測定において困難な側面はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。

(b) IFRS 第 13 号を適用する際に、どのような追加的な支援が有用となるか（もしあれば）。それはどの領域においてか。

**第 367 回企業会計委員会で聞かれた意見**

35. IAS第41号の生物資産の公正価値測定について、果実生成型植物は公正価値測定の対象外になったとの認識である。一方で、果実生成型植物に類似した養殖中の魚は、明らかに信頼できない場合を除き依然FVPLの対象とされている。養殖中の魚に対して、

数年後の出荷までの成長率・生存率や出荷時の相場を正確に見積もることは困難であるため、出荷時の実際の収益とずれが生じる可能性が高く、財務報告の信頼性を低下させていると感じている。本来的には、原価やFVOCIで評価することが妥当と思われる。「明らかに信頼できない場合を除き」という点につきガイダンスが必要である。この点も、情報要請に盛り込むか検討していただきたい。

⇒ 新規コメントとして、当該論点を追加する。

**(質問8：その他の事項)**

**質問8 — その他の事項**

当審議会は、IFRS第13号のPIRを行うにあたり、他の事項について承知しておくべきか。その場合、その理由を説明し、回答を説明する例を示していただきたい。

**第120回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

36. インプットだけでなく評価技法の成熟度も公正価値ヒエラルキーの決定に考慮すべきではないかという意見は、観察可能なインプットであっても評価技法が成熟していなければレベル3と見做すべきことを意味していると考えられる。

⇒ 回答の意図が分かりやすい表現に修正する。

**ディスカッション・ポイント**

コメント・レター仮訳（案）について、次の点をお伺いしたい。

- (1) 事務局が追加・修正した各コメント文案について、修正すべき点はあるか。
- (2) 事務局がカバー・ペーパーで纏めた主要な論点について、修正すべき点はあるか。
- (3) その他の点で、ご意見はあるか。

以 上

(別紙1)

## これまでのアウトリーチで聞かれていた意見

**質問2 — 公正価値測定の開示**

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメントをいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
- (i) 集約とありきたりな開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因（IFRSの要求事項の中でも外でも）を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法について提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS第13号が企業に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報なのか及びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の開示の例を示していただきたい。

**作成者に対するアウトリーチで聞かれた意見**

1. レベル3の公正価値測定に関する開示については、個々の開示項目の目的が明らかでなく、全体として、有用性があるか、また利用者のニーズがあるか疑問である。
2. 金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感応度分析は、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、当該感応度分析の開示が有用と考えられているか疑問である。
3. 作成コストが最も掛かるのは「期首残高から期末残高への調整表」である。3つのレベルの中で最も残高が少ないものの、詳細な開示が求められているが、期中増減の大

部分が購入・売却・発行・決済等によるものであり、有用な情報になっているとは考えにくい。

4. 期首残高から期末残高への調整表の開示については、開示される情報の有用性に疑問がある。公正価値ヒエラルキーの分類は決算日に行っており、またレベル3の区分に焦点を当てたリスク管理を行っていないため、当該調整表は手作業により集計することとなるため作成負荷が非常に大きい。また、調整表に含まれる連結子会社が保有する金融商品の詳細な情報を収集することも負荷が高いと考えられる。
5. レベル3の重要な観察可能でないインプットの定量的開示に関して、商品種類別に示されるインプットやインプットの幅の情報が有効に利用されているか不明である。
6. 「公正価値ヒエラルキーの中でのレベル」の判断基準等については、主観性を抑え比較可能性をより高めるように、ガイダンスの一層の充実が必要と考える。
7. 公正価値測定に関して提供されている他社情報は、作成者としても他社事例として参考としており有用である。また、開示のうち、時価の観察可能性が低い資産に関して、公正価値測定の方法及びインプット情報を各金融機関が開示することは、公正価値の測定方法のコンセンサスの形成を促進する効果があると考ええる。
8. レベル3の開示では、ある行項目に様々な特性の商品を集約しており、また、公正価値測定の方法についても一般的な表現（DCF法、オプションモデルなど）に留めているため、有用性が十分なものとはなっていない可能性があると考ええる。
9. レベル3の開示で最もコストがかかっているのは「期首残高から期末残高への調整表」と考える。開示で要求される情報が多く煩雑であり、情報の取得には複数のシステムが関係し、また、マニュアルでの調整が必要な部分が多いため、自動化のハードルが高いことなどが理由である。
10. 公正価値測定に関して開示が要求されていない情報で有用なものとして、以下がある  
と考える。
  - (1) 活発な市場の判定方針
  - (2) 評価インプットの観察可能性の判断に関する方針
  - (3) 公正価値測定に含まれる評価調整の手法や仮定（CVAやDVAを含む）

監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見

11. 監査上の経験に基づけば、以下の項目について作成者のコスト負担が大きい可能性がある  
と推察する。
- (1) レベル3に区分される商品についての定量的な感応度分析（IFRS第13号第93  
項(h)(ii)）
  - (2) 期中財務報告における金融商品を対象とする公正価値に関する開示（IAS第34  
号「期中財務報告」第16A項(j)）

**質問3 — レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け**

- (c) 下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。
- (iv) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相  
場価格のある資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般  
的か（コメントの裏付けとなる例を示されたい）。
  - (v) P×Qのみに基づいて測定した公正価値の金額と、他の評価技法を用いて測  
定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば  
示していただきたい（差異に関する定量的情報や差異の理由を含む）。
  - (vi) 異なる測定の間に関与性のある差異がある場合には、実務においていずれの  
技法が使用されているか、また、その理由は何か。
- 回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示して  
いただきたい。
- (d) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている。この領域に関して当審議会在が考  
慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見

12. 過去の監査の経験に基づけば、日本においては、子会社等に対する投資、市場価格の  
ある資金生成単位が公正価値で評価されることは一般的ではないと考える。
13. IASB概念フレームワーク公開草案後のIASBの審議（2016年10月）において、会計  
単位の選択が認識と測定で異なり得ることが確認されたことを踏まえて、IASBは、

当該論点において会計単位を認識と測定で使い分けるべきか、同一とすべきかを検討すべきと考える。

**第 119 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

14. 一定割合の株式を市場取引以外の方法で取得する場合に質問 3 に係る会計単位の課題が生じたことがある。その際、公正価値ヒエラルキーに関する市場が活発か否かの判断も論点となった。

**質問 5 — 公正価値測定に要求される判断の適用**

公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

(a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は負債の種類に関するものか示していただきたい。

**作成者に対するアウトリーチで聞かれた意見**

15. 市場が活発かどうかの評価については、当該評価を行うことが煩雑であり、開示情報の比較可能性を担保するためにも、市場の流動性を検討するうえでの一定のガイダンス等が必要ではないか。
16. 市場が活発かどうかは、市場ではなく銘柄ごとに判断するため特に債券市場については、国内債券、外国債券ともに情報を収集することが困難であり、市場が活発かどうかの評価は容易ではないと考えられる。
17. 新興国を中心に海外拠点の資産又は負債の公正価値測定をする際に、市場が活発か否かの評価が困難なことが多い。
18. 市場が活発か否かの評価は困難ではないと考えている。債券については、各種情報ベンダーにて、各銘柄に関して業者が出している売買気配の動向が確認できるため、それを目安に判断可能である。また、株式に関しては、取引所で公表される出来高を目

安に判断可能である。

19. あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大か否かの評価については、基準を定めて運用しているため困難ではないと考えている。観察可能でないインプットに依存するリスク量の現在価値に対する比率により判定を行っており、システムで自動判定を行っている。

**監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見**

20. 金融危機の状況では市場が急変し流動性が急に枯渇することがあり、このような場合に、市場が活発かどうかを評価することには困難を伴う可能性がある。また、レベル区分の変化の結果、開示が膨大になる可能性もある。
21. 上述と同様な状況は、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難を伴うと考えられる。

**質問 6B — 相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育**

相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

- (a) 2012年に、IFRS財団の教育イニシアティブが、「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」を公表した。この教育マテリアルを利用したことがあるか。

ある場合、この資料は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定するためにどのように役立ったか。

- (b) 「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」で扱われていない疑問点があるか。追加的な支援が要求事項を適用する上で有用となると考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。

**作成者に対するアウトリーチで聞かれた意見**

22. 教育マテリアルは、一般的なアプローチをハイレベルに記述したものであり、全ての商品について網羅することは不可能。実務的で詳細な論点を教育マテリアルの形で現状以上に示すのは困難であり、費用対効果を勘案すれば、これ以上の追加的支援はあ

まり有用ではないと考える。

**監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見**

23. IFRS 第 9 号の任意適用を通じた教育マテリアルの使用経験がある。相場価格のない資本性金融商品に関する公正価値評価における基本的な内容を理解するために役立った。
24. 追加することが望まれる項目は認識していない。

**質問 7 — 影響及びコンバージェンス**

- (a) IFRS 第 13 号の全体的な影響についての回答者の経験を共有していただきたい。
- (i) IFRS 第 13 号は、利用者が将来キャッシュ・フローを評価する能力にどのような影響を与えたか。回答者が財務諸表利用者の場合には、企業が公正価値測定に関して提供する情報をどのように使用しているか、及びその測定に回答者が加えている調整の例を示していただきたい。
- (ii) IFRS 第 13 号は、個々の企業の異なる報告期間及び同じ報告期間における異なる企業間での公正価値測定の比較可能性にどのような影響を与えたか。
- (iii) IFRS 第 13 号は、コンプライアンスのためのコストにどのような影響を与えたか。具体的には、IFRS 第 13 号のいずれかの領域の適用が利害関係者に相当のコストを生じさせたか、また、その理由は何か。
- (b) IFRS 第 13 号の要求事項が US GAAP とコンバージェンスされていることによって、回答者がどのような影響を受けているのかについてコメントをいただきたい。

**作成者に対するアウトリーチで聞かれた意見**

25. 作成者にとっては、グループレベルでの調整が不要となる点で利点がある。コンバージェンスされていなければ、例えば、グループレベルでは米国会計基準、欧州子会社では IFRS を用いる場合に、グループレベルで GAAP 調整が必要となる。開示以外に会計処理の調整があることに加えて、開示に関する会計基準の定めについても調整が必要となった場合、特にレベル 3 に関わるレベルや公正価値の調整がある場合には、関



連する開示の作成の難易度が高くなると考える。

**監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見**

- 26. IFRS 第 13 号と米国会計基準 Topic820 のコンバージェンスは、財務諸表の作成者、特に IFRS の適用を検討している企業に対してはより多くの実例を提供し、財務諸表の利用者に対しては企業間で比較可能な情報を提供し、証券市場における財務報告制度の安定的な運用に貢献していると考ええる。
- 27. 基準自体のコンバージェンスに加えて、IFRS 及び米国会計基準を適用する財務諸表の作成者が、同じ要求事項を同じ理解に基づき適用できているか、適用後レビューで分析を行うことが必要であると考ええる。その結果、適用に齟齬が生じていることが判明する場合には、改善のための適切な対応が望まれる。

**(質問 8 : その他の事項)**

<b>質問 8 — その他の事項</b>
当審議会は、IFRS第13号のPIRを行うにあたり、他の事項について承知しておくべきか。その場合、その理由を説明し、回答を説明する例を示していただきたい。

**作成者に対するアウトリーチで聞かれた意見**

- 28. 公正価値測定は評価技法とインプットの組合せであり、公正価値測定のヒエラルキーの決定において、インプットだけでなく、評価技法の成熟度を考慮すべきではないか。
- 29. 複数のインプットを用いている場合には、観察可能でない一部のインプットが全体に与える影響の重要性を定量的に判断しているため、レベル判定が頻繁に変わり得る商品について作業負担が重い。

(別紙2)

## 本情報要請の質問（非金融商品関連）に関してアウトリーチで聞かれている意見

## （質問4：非金融資産についての最有効使用の適用）

**質問4 — 非金融資産についての最有効使用の適用**

- (a) 資産の最有効使用の評価が困難かどうか、また、その理由。回答を説明する例を示していただきたい。
- (b) 多くの資産の現在の用途が最有効使用と異なっているかどうか、また、どの具体的な状況においてその2つが異なるのか。
- (c) 最有効使用を資産グループに適用し、残存価値方式を使用する場合に、結果としての個々の資産の測定が直観に反する可能性があるかどうか。あるならば、これがどのようにして生じるのか、また、どの状況においてなのかを説明していただきたい。
- (d) 最有効使用の概念の適用に関して実務の多様性があるかどうか、また、これが生じるのはどのような場合で、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産の種類に関するものか示していただきたい。

**監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見**

30. 一般的には、資産の現在の用途が最有効使用と異なっていない状況ではあると考えるが、新興国における経済成長、環境規制の変更、不動産の用途制限の変更により、現在の用途が最有効使用と異なる状況が創出される可能性があると考えます。
31. 直観に反するかどうかは不明であるが、例えば、土地を更地にすることが最有効使用である場合に取り崩しを想定する建物に公正価値を割り振らないケースなど、個々の資産の測定において価値がゼロとなる資産が生じる可能性はあると考えます。

## （質問6：教育）

**質問6A — 生物資産の公正価値測定に関する教育**

生物資産の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

- (c) 測定において困難な側面はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。
- (d) IFRS 第 13 号を適用する際に、どのような追加的な支援が有用となるか（もしあれば）。それはどの領域においてか。

**監査人に対するアウトリーチで聞かれた意見**

32. 実務例は少ないものの、適用する場合には、一般に観察可能な価格の入手が困難と想定されるため、何らかの教育マテリアルがあれば、実務上役立つのではないかと考えられる。

以 上

(別紙3)

## 本情報要請の概要：IFRS 第13号の適用後レビューの概要

## (適用後レビューの背景)

1. 適用後レビューの目的は、IFRS 財団が定めたデュー・プロセスに従い、IFRS 第13号がIASBの意図どおりに機能しているか否かを評価することであり、特に次の事項を評価することを目的としている。
  - (ア) IFRS 第13号が要求している情報が、財務諸表利用者にとって有用か。
  - (イ) IFRS 第13号に適用上の課題があり、要求事項の不整合な適用が生じるおそれがあるか。
  - (ウ) IFRS 第13号の要求事項を適用する際に、予想外のコストが生じているか。
2. IASBは、2011年5月にIFRS 第13号を公表しており、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用されている。

IFRS 第13号の要求事項は、他のIFRS基準が公正価値測定やその開示を要求する又は許容する場合に適用される(別紙1参照)ものであり、公正価値測定を要求する又は許容する他のIFRS基準の規定については適用後レビューの対象とはされていない。

3. また、IFRS 第13号は、米国会計基準におけるTopic 820「公正価値測定」と概ね整合性が図られている<sup>2</sup>。米国会計基準については、米国財務会計財団(FAF)が2014年3月に公正価値測定に関する適用後レビューを完了しており、その結果、Topic 820は

---

<sup>2</sup> (事務局注) 公正価値測定について、米国会計基準は、IFRS 第13号と次のような点が異なる。

- ✓ 米国会計基準には、一定の状況において、投資会社に対する投資の公正価値測定として純資産価値によることができるという実務上の便法があるが、IFRS 第13号ではそのような実務上の便法はない。
- ✓ 要求払の特徴を有する金融負債について、米国会計基準では、当該負債の公正価値を報告日における支払が要求される金額としているが、IFRS 第13号では、当該負債の公正価値を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないとされている。

また、開示項目については、米国会計基準は、IFRS 第13号と次のような点が異なる。

- ✓ IFRS 第13号では、レベル3に区分される商品についての定量的な感応度分析(観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合の影響)が要求されている(IFRS 第13号第93項(h)(ii))が、米国会計基準ではそのような要求事項はない。

目的を満たしており、予想外の結果はなかったとの結論を下している。ただし、FASBは、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、公正価値測定の開示要求事項の見直しを検討している<sup>3</sup>。

**(これまでのIASBの適用後レビューにおける作業及び発見事項)**

4. IASBは、適用後レビューのフェーズ1として、各種資料のレビュー、利用者、作成者、監査人、評価専門家、規制当局、各国会計基準設定主体、IFRS 諮問会議等との会合、学術文献の範囲レビュー（文献の研究対象のレビュー）等を実施し、適用後レビューの範囲を設定するための初期的な評価を行った。

当該評価によれば、市場関係者の多くは、IFRS 第13号は概ね機能しており、財務報告に著しい改善をもたらしたとしている。その一方で検討すべき課題も挙げており、本情報要請を通じて当該課題に関するコメントを募集している。

**(適用後レビューに関する今後の予定)**

5. IASBは、本情報要請を通じて受領したコメントについて、2017年9月下旬開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議でハイレベルのフィードバックを行う予定としている。また、当該コメントをアウトリーチや学術研究レビューの結果と合わせて内容を検討し、発見事項と必要に応じてその対応（例えば、ガイダンスの開発やIFRS 第13号改訂等）をフィードバック・ステートメントで提示する予定としている。

---

<sup>3</sup>（事務局注）FASBは、2015年12月に、開示フレームワーク・プロジェクトの一環としてASU案「開示フレームワーク-公正価値測定の開示要求の変更」を公表（コメント期日は2016年2月末）しており、次の修正を提案し、現在、受領したコメントに基づき再審議を行っている。なお、要求事項を削除することや要求事項の明確化については概ね支持が得られたものの、追加提案に対しては、有用性を疑問視するコメントや適用の一貫性を懸念するコメントが寄せられている。

- ✓ 現行の要求事項から削除される項目の提案
  - 公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替の金額及び理由
  - レベル間の振替がいつ生じたとみなすかに関する方針
  - レベル3に区分される公正価値測定の評価の方針及び手続
- ✓ 現行の要求事項に追加される項目の提案
  - 報告期間末日に保有しているレベル1、レベル2及びレベル3に区分される経常的な公正価値測定に関して、当期のその他の包括利益及び損益（又は純資産の変動）に含まれる未実現損益の変動（現行の要求事項は、レベル3に対する損益に含まれる未実現損益の変動のみ）
  - レベル3に区分される公正価値測定に関して、重大な観察可能でないインプットの幅、加重平均された値、重大な観察可能でないインプットを算定するための計測期間

**(本情報要請における質問項目)**

6. 本情報要請では次の領域に関する質問項目が設けられている。

質問 1 : 回答者の経歴及び公正価値測定に関する経験

質問 2 : 公正価値測定の開示

質問 3 : レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

質問 4 : 非金融資産についての最有効使用の適用

質問 5 : 公正価値測定に要求される判断の使用

質問 6 : 教育活動 (6A は生物資産、6B は相場価格のない資本性金融商品について)

質問 7 : IFRS 第 13 号の影響及び米国会計基準とのコンバージェンス

質問 8 : その他の事項

(別紙4)

## IFRS 基準における IFRS 第 13 号の測定及び開示の要求事項の適用

IFRS 基準	公正価値がどのように使用されているか	IFRS 第 13 号の適用	
		測定	開示
IFRS 第 3 号「企業結合」	<b>要求</b> (一部例外あり)	Yes	No
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	<b>閾値</b> (売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額より低い場合に要求される)	Yes	Yes
IFRS 第 9 号「金融商品」	<b>要求</b> (事業モデル及び金融商品に応じて)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 16 号「有形固定資産」	<b>任意</b> (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 19 号「従業員給付」	<b>要求</b> (年金制度資産についてのみ)	Yes	No
IAS 第 36 号「資産の減損」	<b>閾値</b> (売却コスト控除後の公正価値が、帳簿価額がより低く使用価値よりも高い場合に要求される)	Yes	No
IAS 第 38 号「無形資産」	<b>任意</b> (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 40 号「投資不動産」	<b>任意</b> (会計方針による選択)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 41 号「農業」	<b>要求</b> (ほとんどの生物資産については、売却コスト控除後の公正価値)	Yes	Yes

## 注 1

公正価値測定の開示が償却原価 (IFRS 第 9 号) 又は取得原価 (IAS 第 40 号) を測定基礎とした場合にも要求される。

(別紙5)

IFRS 第13号における公正価値の開示に関する要求事項

開示の要求事項	FVで測定される項目						原価で測定される項目(FV開示)		
	経常的(注2)			非経常的(注2)					
	L1	L2	L3	L1	L2	L3	L1	L2	L3
報告期間末の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
測定理由				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーのレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用された評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更と理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識された未実現の利得及び損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変動に対する感応度(記述的説明)			✓						
合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の感応度(定量、金融商品のみ)			✓						
現在の用途が最有効使用と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
第48項の例外措置(ポートフォリオの例外規定)	✓	✓	✓						

注2

- ・ 経常的な公正価値測定：公正価値で測定される金融商品、有形固定資産、無形資産、投資不動産及び生物資産の公正価値測定
- ・ 非経常的な公正価値測定：売却目的資産や減損した資産の公正価値測定